

江北地区デマンド型交通運行事業 ＜新旧対照表＞

区 分	旧	新（令和8年4月から）	備 考
運行便	①往路（発着予定時刻） 第1便 8：00頃発 8：30頃着 第2便 9：30頃発 10：00頃着 第3便 11：00頃発 11：30頃着 ②復路（発着予定時刻） 第4便 11：30頃発 12：00頃着 第5便 13：00頃発 13：30頃着 第6便 14：00頃発 14：30頃着 第7便 15：00頃発 15：30頃着	①往路（発着予定時刻） 第1便 8：00頃発 8：30頃着 第2便 9：30頃発 10：00頃着 第3便 11：00頃発 11：30頃着 ②復路（発着予定時刻） 第4便 11：30頃発 12：00頃着 第5便 13：00頃発 13：30頃着 第6便 14：00頃発 14：30頃着 第7便 15：30頃発 16：00頃着	一部会員から、最終便（第7便）を遅くしてほしいとの要望を受けたことから、他会員への聞き取り内容なども踏まえ、最終便（第7便）を15：00頃発から15：30頃発へ変更する。
委託料	乗合運送の運行に係る業務委託料は、運行1便1台につき、<u>税込3,200円</u>から利用料（運賃）収入を差し引いた差額と、事務等経費1月につき税込20,000円の合計額とする。	乗合運送の運行に係る業務委託料は、運行1便1台につき、<u>税込3,800円</u>から利用料（運賃）収入を差し引いた差額と、事務等経費1月につき税込20,000円の合計額とする。	昨年12/17からの札幌・小樽地区のタクシー運賃値上げに伴い、委託料を改定する。

※変更箇所：赤字アンダーライン

江北地区におけるデマンド型交通運行事業 制度設計書

1. 事業全体の概要

区 分	内 容
(1) 事業主体	所在地：江別市美原 1 4 4 5 番地 江別市都市と農村の交流センター「えみくる」内 名 称：特定非営利活動法人えべつ江北まちづくり会 (以下「江北まちづくり会」という。)
(2) 江北地区における自治会の位置付け	①江北地区の4自治会（篠津、豊栄、美原、八幡自治会）で構成する江北地区協議会は、当該事業の実施を江北まちづくり会へ委任する。 ②4自治会長は江北まちづくり会の構成員になっており、地区として一体的に当該事業の実施に取り組む。
(3) 事業の目的	江北地区は、平成28年3月をもって、バス路線「当江線」が廃止され、それ以降、公共交通の不便な状態が続いているので、同地区の高齢者等の通院、買物等を支援するための持続可能な交通手段として乗合運送の運行を実施するもの。
(4) 事業の構成	① 会員制度の運営（会員の募集、登録、会費の徴収等） ② 乗合運送の運営（会員による利用、乗合運送の実施等） ③ ①②を運営するための人員配置、会計経理その他の業務 ④ その他当該事業を実施するうえで必要な業務
(5) 運行方法	上記(4)②における実際の乗合運送の運行は、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「タクシー事業者」という。）へ業務委託することで実施する。
(6) その他	当該事業に必要な経費は、江別市が補助する。

2. 会員制度の概要

区 分	内 容
(1) 会員制度の趣旨	当該事業による乗合運送の運用の効率化のため、次のいずれかの目的により乗合運送を利用しようとする者を事前に会員として登録する。 ① 通院、入退院 ② 買物 ③ 公共施設、公共交通機関の利用（通勤・通学は除く） ④ ①②③により利用する者の付添 ⑤ その他（江北まちづくり会として必要と認める場合）

(2) 会員登録対象者	江北地区、角山に住所を有し、かつ次のいずれかに該当する者とする。 ① 60歳以上の者 ② 障がい者等 ③ ①②の者に付添する者 ④ その他（江北まちづくり会として必要と認める者）
(3) 会員登録の方法、会員証の交付	① 当該事業による乗合運送を利用しようとする者は、江北まちづくり会へ事前に会員登録を申請する。 ② 江北まちづくり会は、利用対象者であると判断したときは、当該申請者に対し、会員証を交付する。 ③ 会員証の交付を受けた者（以下「会員」という。）における登録内容の変更は、①②の例による。
(4) 会員の退会	① 当該事業による乗合運送の利用をやめるとき ② 江北地区、角山から転出するとき ③ 江北まちづくり会として退会させる必要があると認めるとき
(5) 会費	江北まちづくり会は、会員登録の際に月額換算400円による年会費（年4,800円）を徴収し、当該事業の財源に充てる。
(6) 会員名簿の作成、管理	① 江北まちづくり会は、会員名簿を作成、随時更新のうえ、適切に管理する。 ② 江北まちづくり会は、上記1(5)のタクシー事業者には会員名簿を提供し、タクシー事業者は、会員名簿を適切に管理する。 （江北まちづくり会とタクシー事業者の間で、個人情報保護に係る契約を締結）。
(7) 会員制度運用の詳細、会則等	江北まちづくり会が定める。 ※制度利用が目的ではないが、制度趣旨を理解し制度を支える目的での賛助会員を募ることができる。

3. 運行制度の概要

区 分	内 容
(1) 法令上の運行方法	タクシー事業者が国土交通大臣から道路運送法第4条の内、一般乗合旅客運送事業の許可を受けて運行する。
(2) 運行を受託するタクシー事業者	上記1(5)により乗合運送の運行業務を受託するタクシー事業者は、次の者とする。 所在地：江別市東光町14番地の4 名 称：山崎自動車工業株式会社（山崎ハイヤー）
(3) 運行形態	デマンド型、自由経路型、基本ダイヤ型

(4) 運行地域、乗降場所	利用者側地区： ・江北地区（江別市篠津、中島、八幡、美原）内、角山。 ・会員（予約者）自宅前にて乗降。 市街地側乗降場所：次の計 11 か所 ①JR 江別駅、②JA 道央江別支所、③江別市立病院、 ④2 番通 4 丁目、⑤ホクレンショップ元江別店 ⑥コープさっぽろえべつ店、⑦江別谷藤脳神経クリニック ⑧イオン江別店、⑨野幌病院 ⑩片山内科胃腸科医院、⑪溪和会江別病院 ※ 別紙「運行区域図」参照。																											
(5) 運行車両	会員（予約者）が 4 名まで乗ることのできる車両																											
(6) 運行日等	① 運行日は、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の週 5 日（これらの曜日が祝日にあたる場合も運行する）。ただし、これに関わらず、12 月 29 日から 1 月 3 日の期間（年末年始）は運行しない。 ② また、天候の急変等により、運行の安全に支障があるものと認められる日、時間は運行しない。																											
(7) 車両の表示	会員（予約者）等から江北地区デマンド型交通の運行車両であることが分かるよう、車両に表示する。																											
(8) 運行便	1 日 7 便（往路 3 便、復路 4 便）を設定し、会員から利用予約のある便を運行する。（乗合状況により発着予定時刻は前後する） ① 往路（発着予定時刻） <table><tr><td></td><td>江北地区、角山発</td><td>市街地着</td></tr><tr><td>第 1 便</td><td>8：00 頃</td><td>8：30 頃</td></tr><tr><td>第 2 便</td><td>9：30 頃</td><td>10：00 頃</td></tr><tr><td>第 3 便</td><td>11：00 頃</td><td>11：30 頃</td></tr></table> ② 復路（発着予定時刻） <table><tr><td></td><td>市街地発</td><td>江北地区、角山着</td></tr><tr><td>第 4 便</td><td>11：30 頃</td><td>12：00 頃</td></tr><tr><td>第 5 便</td><td>13：00 頃</td><td>13：30 頃</td></tr><tr><td>第 6 便</td><td>14：00 頃</td><td>14：30 頃</td></tr><tr><td>第 7 便</td><td>15：30 頃</td><td>16：00 頃</td></tr></table>		江北地区、角山発	市街地着	第 1 便	8：00 頃	8：30 頃	第 2 便	9：30 頃	10：00 頃	第 3 便	11：00 頃	11：30 頃		市街地発	江北地区、角山着	第 4 便	11：30 頃	12：00 頃	第 5 便	13：00 頃	13：30 頃	第 6 便	14：00 頃	14：30 頃	第 7 便	15：30 頃	16：00 頃
	江北地区、角山発	市街地着																										
第 1 便	8：00 頃	8：30 頃																										
第 2 便	9：30 頃	10：00 頃																										
第 3 便	11：00 頃	11：30 頃																										
	市街地発	江北地区、角山着																										
第 4 便	11：30 頃	12：00 頃																										
第 5 便	13：00 頃	13：30 頃																										
第 6 便	14：00 頃	14：30 頃																										
第 7 便	15：30 頃	16：00 頃																										

(9) 予約受付等	① 予約受付窓口は、山崎自動車工業株式会社に置く。 ② 会員からの予約の締切時間は、当該便運行日の前日の１８時とする。 ③ 予約には、電話、ＦＡＸ等を使用する。
(10) 同一便での増車	１便あたりの会員の予約が、乗車定員４名を超える場合、同一便で１台まで増車する（８人まで予約受付可能）。
(11) 運行したものとみなす場合	次の場合は、利用者（予約者）が１人もいない便となっても運行したものとみなす（利用者ゼロという実績になるもの）。 ① 予約者が当日キャンセルをしたが、当該便が運行のため山崎自動車工業株式会社を出発していた場合。 ② 山崎自動車工業株式会社が配車計画により予約者へ伝えた乗降予定時間に対し、当該予約者が乗降場所に現れなかった場合。 ③ 運行当日、当該便出発後において天候の急変等の理由により当該便の運行を続行できないと山崎自動車工業株式会社が判断した場合。 ④ その他運行したものとみなすことが妥当と認められる場合。 ※ 運行運用の詳細は、江北まちづくり会と山崎自動車工業株式会社が協議により定める。
(12) 運転手による会員の確認	運行車両の運転手は、会員（予約者）が乗車する際に、上記２（３）の会員証を確認する。
(13) 利用料（運賃）、運転手による徴収	① 利用料（運賃）は、会員１人１乗車ごとに５００円（一律）とする（割引制度等なし）。 ② 運行車両の運転手は、会員（予約者）が降車する際に、①の利用料（運賃）を徴収する（現金支払いのみ）。 ③ 徴収した利用料（運賃）は、山崎自動車工業株式会社の直接の収入となり、後日、上記１（５）に係る業務委託費と精算することにより、間接的に当該事業の財源となる。
(14) 事故対応	事故が起きてしまった場合は、山崎自動車工業株式会社がタクシー事業者として必要な事故対応を行うとともに、江北まちづくり会へ速やかに事故、対応の状況等を報告する。
(15) 運行実績報告	山崎自動車工業株式会社は、運行実績を１日ごとに記録し、江北まちづくり会へ報告する。
(16) 委託料	上記１（５）に係る業務委託料は、運行１便１台につき、税込 3,800円から上記（１３）の利用料（運賃）収入を差し引いた差額と、事務等経費１月につき税込20,000円の合計額とする。
(17) その他運行制度の運用の詳細等	具体的な運用の詳細については、江北まちづくり会と山崎自動車工業株式会社が協議により定める。